

久留米市庁舎内レストラン業務委託事業者募集要項

1 目的

久留米市役所本庁舎内において、職員の福利厚生の一環として、また来庁者の利便性を向上させるため、魅力あるレストランとしての業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定める。

2 委託する業務の内容等

- (1) 久留米市庁舎内レストラン業務委託
- (2) 業務内容
別紙「久留米市庁舎内レストラン業務委託仕様書」参照
- (3) レストラン業務委託を受託後、その権利を他の者に譲渡又は再委託してはならない。

3 施設の概要

- (1) 所在地 福岡県久留米市城南町15番地3（本庁舎2階）
- (2) 面積 全面積…454 m² 厨房面積…150 m²
- (3) 座席数 客席数 131 席（客席面積…175 m²）
- (4) 本庁舎勤務職員数 約 1,400 人
- (5) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

4 応募資格

下記の条件をすべて満たす事業者が応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内で過去3年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 健康増進法（平成14年法律第103号）第21条第2項の規定により、特定給食施設に置くように努めなければならないとされている栄養士又は管理栄養士を配置すること。
- (7) 調理師免許取得後、社員食堂、レストラン又は給食施設にて3年以上の業務経験のある調理師を1人以上常時配置すること。
- (8) 公租公課の滞納がないこと。
- (9) 3年以上の社員食堂、レストラン又は給食施設の業務実績を持ち、安定した経営能力を有すること。
- (10) 食中毒の事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。

5 事業者の選定方法

事業者の選定をプロポーザル方式による競争とし、競争に参加する事業者より提出される企画提案書等の内容を審査したうえ、最も優れた事業者を選定する。

6 応募について

(1) 応募に必要な書類一覧

番号	提出書類	内容	部数
1	参加申込書（様式第1号）	本申込書に印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）と同一の印を押印すること。	1
2	企画提案書（様式第2-1～2-4号）	様式に沿って作成すること。 ※企画提案書は1者につき1提案とする。 ※提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。	11
3	決算書又は有価証券報告書	直近3か年分の貸借対照表、損益計算書等	1
4	企業概要及び業務実績（様式第3号）	様式に沿って作成すること。 企業パンフレット等がある場合は添付すること。	1
5	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書（全部事項証明書）（法人）、住民票（個人）	提出日前3か月以内に発行されたもの	1
6	印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）	提出日前3か月以内に発行されたもの	1
7	定款（法人のみ）	最新のもの	1
8	営業に関する資格、免許等の写し	提案する企画の実施や商品販売に必要な資格、免許等の写し。	1
9	納税証明書	下記参照	1
10	参加に係る誓約書（様式第4号）		1

納税証明書（参加申込者所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人	個人
		税目		
県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
		福岡県税	福冈県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市外かつ県内	久留米市税	法人事業税 個人事業税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	—	—
市内	久留米国保	国民健康保険	—	—

(2) 提出について

① 提出期間

令和4年10月26日(水)～令和4年11月18日(金)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

提出期間は、午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出場所

久留米市役所本庁舎7階 人事厚生課内 久留米市職員共済会事務局

③ 提出方法

持参又は郵送。※郵送の場合は簡易書留とし、提出期間内での必着とする。

(3) 提出書類等の取り扱い

- ① 企画提案書及び提出書類(以下「企画提案書等」という。)の提出期間終了後は、企画書等に記載された内容の変更は認めない。
- ② 提出された全ての企画提案書等は返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出された全ての企画提案書等(③の複製を含む。)は本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、久留米市職員共済会個人情報保護規程に基づき公開請求により公開する。

7 募集要項の交付及び説明会

(1) 募集要項の交付

- ① 交付期間 令和4年10月26日(水)から令和4年11月18日(金)まで

- ② 交付場所 久留米市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

※久留米市職員共済会事務局(本庁舎7階人事厚生課内)でも配布しています。

(2) 説明会日時

- ① 日 時 令和4年11月2日(水) 受付開始:16時15分 見学開始:16時30分
- ② 場 所 久留米市役所本庁舎2階レストラン「カフェテリア」
- ③ 参加申込 説明会参加申込書(様式第6号)により電子メールまたはFAXにより提出すること。

提出先 メール:kouseika@city.kurume.lg.jp

FAX:0942-30-9706

- ④ 参加人員 1事業者につき2名までとする。
- ⑤ 内 容 30分程度の現地見学とする。
- ⑥ そ の 他 当日質疑応答の時間は設けていないため、質問がある場合は後日、質疑書の提出をすること。

8 質疑書の提出

本案件に関する質問は全て質疑書(様式第5号)によることとする。

質問がある場合には、次のとおり質疑書を提出すること。

- ① 提出期限 令和4年11月7日(月)17時まで(必着)

② 提出方法 電子メールまたは FAX により提出すること。

提出先 メール：kouseika@city.kurume.lg.jp

FAX：0942-30-9706

③ 提出様式 電子メールの件名及び送付状：レストラン公募に関する質疑+応募事業者名

④ 回答方法 全ての質問と回答を取りまとめて、応募者全員へ「回答書」を電子メール又は FAXにて送付するとともに、久留米市ホームページにおいても公表するものとする。ただし、質問内容によって本プロポーザル方式による業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。

⑤ 回答期日 令和4年11月14日（月）17時までに回答

9 審査について

企画提案の審査は以下のとおりとします。なお、企画提案者が1者の場合であっても、1次審査及び2次審査は実施します。

(1) 審査主体

久留米市職員共済会が設置する「厚生施設運営委員会」（以下、運営委員会という。）が行う。

(2) 審査方法

【一次審査（書類選考）】

参加事業者が提出した企画提案書に基づき、提案内容・業務実績に関する審査得点を算定し、その合計とする。ただし、採点の結果、運営委員会にて定める基準点に満たない場合は、一次審査は通過しないものとする。

【二次審査】

・ プレゼンテーション

参加事業者が提出した企画提案書のプレゼンテーション内容に基づき、一次審査の結果と合わせて評価する。

なお、プレゼンテーションで説明する者は、原則として企画提案書に記した担当者とする。

また、プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書に加え、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント使用）で行うことができるが、追加資料は配布できない。さらに、企画提案書の内容を逸脱しないこととする。

・ サンプル試食

参加事業者が提供するサンプルの試食に基づき、一次審査の結果と合わせて評価する。

なお、サンプルは550円程度の定食1種類（メインのおかずは肉又は魚を使用したもの）及び健康を考慮したメニュー（丼等の単品、定食等は問わない）を準備し、種類ごとに3食分用意すること。

10 審査基準等

(1) 審査点

「久留米市庁舎内レストラン業務」に係る審査項目一覧表に基づき、最高得点を獲得したものに決定する。

なお、一次審査、二次審査の配点及び総合点は下記のとおりとする。

一次審査：100点満点

二次審査：100点満点

総合点：一次審査獲得点数×0.3＋二次審査獲得点数×0.7

I 一次審査（書類選考）

大項目	項目	ポイント	配点
基本方針	基本方針	○ 食堂運営へ取り組む基本的な考え方	10
実施体制	運営方法	○ 営業時間に関する考え方や営業時間延長の可能性について ○ 地産地消についての考え方 ○ 混雑時の対応について(精算方法、人員配置、その他工夫等について)	30
	配置体制 クレーム等への対応	○ 従業員の雇用計画について(地元雇用、障害者雇用等) ○ 従業員の配置計画について(常時配置人数、緊急時の応援体制等) ○ 指揮命令系統がわかる組織図 ○ 労働条件や教育訓練等に関する基本方針を記載する ○ 利用者からのクレーム・要望等へ対応する体制を記載する	
	メニューの構成	○ 提供を予定している主なメニューの種類及びその標準的な価格等 ○ 提供メニューの中でも、特に利用者を惹きつけるこだわりメニューの構成等 ○ ヘルシーメニューなど利用者の健康を維持するメニューの構成等	
創意工夫 独自提案	アピールポイント	○ 出店に際し、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項等 ○ 利用者の利便性の向上に繋がる取り組みについて ○ 安定した運営に繋がる取り組みについて ○ 食の提供以外に、利用者の健康増進に繋がる取り組みについて	20
安全衛生 体制	安全管理 食品衛生	○ 食品衛生・品質管理について ○ 事故防止体制及び事故への対応策について ○ 防犯・防災等の安全管理について記載する。	20
	清掃計画 環境への配慮	○ 厨房内及び座席の定期清掃について ○ 廃棄物の回収・処理計画について ○ 事業者としての省エネルギー、リサイクル等の活動について	
経営状況	経営実績 収支状況	○ 今までの経営実績及び収支状況	20
	収支計画	○ 受託決定後の収支計画	
合計			100

II 二次審査（試食及びプレゼンテーション）

項目	ポイント	点数
試食	味、量、盛り付け、素材、栄養バランス	70
企画提案	提案内容、質疑応答、総合評価	30

11 スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりとします。

項目	スケジュール
公募開始（市ホームページ掲載）	令和4年10月26日（水）
現場説明会	令和4年11月2日（水）
質問書の受付	令和4年10月26日（水）から 令和4年11月7日（月）まで
質問回答書の公表（質疑回答）	令和4年11月14日（月）
書類提出締切	令和4年11月18日（金）
一次審査	令和4年11月下旬
一次審査結果通知	令和4年11月下旬
二次審査（プレゼンテーション・試食）	令和4年12月中旬
受託業者決定	令和4年12月下旬
営業開始	令和5年4月3日（1,2日は店休日）

12 問い合わせ先

名 称：久留米市職員共済会事務局 担当：京野、井上
所在地：〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市役所総務部人事厚生課内（本庁舎7階）
電 話：0942-30-9057
FAX：0942-30-9706